

フォーラム新桑名研修報告書

委員名： 愛敬 重之

研修名：第5回 2013 年度日本自治創造学会 研究大会 政権交代と地方自治の行方～分権・議会改革・道州制・TPP・地方の振興～
場所：明治大学アカデミーコモン棟

視察日時：平成 25 年 5 月 23 日 13:00～18:25 5 月 24 日 9:30～15:10

【第5回 2013 年度日本自治創造学会 研究大会】

<視察を通しての考察・参考となった事例・感想等>

【地方議会改革のこれから】

(中邨 章:日本自治創造学会会長・明治大学名誉教授)

議会人のこれから—シナリオ1

‘3ない’(お金がない・人材がない・時間がない)と立法しない議会の可能性では5点挙げていました。

- 法令遵守と公平性ではトップ
 - 透明性と説明責任に課題
 - 行財政の監視機能強化
 - 行政委員会の常設
 - 定数の削減の必要なし
- 非常に参考になりました。

立法機能の維持—シナリオ2

後方支援の強化と専門職化では6点挙げていました。

- 議会事務局人事
- 議会付属シンクタンク
- 議会人の族議員化(専門家)
- 議会広報の充実(様々な手段を用いて実施すること)
- 定数の削減
- 3000 人/35000 人の力

これからの議員像

1. 国・首長に立ち向かう議員
2. ‘Look Around’(外部志向の強い議員)
3. ICTを駆使できる議員(必ず中傷等書き込まれる可能性や海外からも情報が入ってくる可能性もありますうまく利用できるようにしたい)
4. 勉強する議員、族を指す議員であること
5. 昔をふり返らない議員

中邨先生の講演でしたが非常に分かりやすい講演でした。

【政権交代と自治の行方】

(神野直彦:東京大学名誉教授)

はじめに～地域の再生を実現するために～

・「地域のことは地域の住民が決める」という地方自治の考え方に立ったまちづくりや住民参加が、この国の基礎を形づくっている。

・地域が再生することは、日本の再生にほかならない。地域再生を実現できる地方税財政の仕組みが不可欠。

・地方税と地方交付税により、地方自治体が、生活の安全・安心のための取組み、経済活性化へチャレンジすることで、地域は元気になる。

・地方税法については、平成 24 年 10 月 22 日の意見で示したとおり。

第一 今後目指すべき地方財政の方向

・地域経済の活性化なくして日本経済の再生は見込みがたく、地域の元気を創造し、地域からの経済成長に向けた取組みを促す必要。国は、地方自治体が主体的に判断し、創意工夫を発揮できるようにすべき。

・社会保障の現物サービスの多くは地方自治体を通じて提供され、国の制度と地方単独事業の2つのセーフティネットが組み



関心と呼ぶ議会への道

1. 陳情・請願からの脱却
2. 住民投票とパブリックコメントの常設化
3. 議会審議の工夫(議題配布)
4. 住民向けの条例策定(身近に関心がある条例等)
例)公共の場における化粧禁止・携帯電話の使用規定
5. 報酬制度の多様化

合わせることによって、社会保障制度全体が充実強化。住民生活の安心の確保のため、地方自治体が地域の実情に応じた現物サービスを提供できるよう、税収が安定的な地方税制度の構築、一般財源総額の確保と、国による義務付け・枠付けの見直しが必要。

- ・東日本大震災の復旧・復興ニーズは多様かつ膨大であり、地方自治体が的確に対応できるよう、財源を確保すべき。復興交付金による柔軟な対応や、震災復興特別交付税の継続が必要。東日本大震災の教訓を踏まえた対応として、大規模災害に備えるための事前防災・減災対策の強化、更新期を迎える公共施設への対処、災害対策法制について使い勝手のよい制度への見直しが必要。
- ・地域経済の成長などの当面の政策課題について、地方自治体が、地域の実情に応じ、自らの責任で自ら決定することが必要。このため、地方分権改革を推進することが必要。
- ・地方交付税の財源保障機能と財源調整機能は一体不可分。総額を確保し、財源保障機能及び財源調整機能を十分発揮できるようにする必要。
- ・平成24年度に導入された地方債の事前届出制は、地方自治体の主体的・機動的な資金調達に貢献。今後、地方債に対する国の関与は、届出制度の運用状況等を踏まえつつ、必要な見直しを進めるべき。
- ・国庫補助負担金について、財源の充実に図る「量」の確保だけでなく、国の関与を減らす「質」の改善が必要。国庫補助負担金が増加する結果、国が地方に対する関与を強めることとなってはならない。国庫補助負担金に係る地方自治体の超過負担は、すみやかに完全解消すべき。
- ・地方財政が厳しい中、歳出面、歳入面での努力により財源不足額を縮小すべき。各地方自治体は、財政情報の提供等を通じて住民への説明責任を果たす必要。財務情報は、財政運営への活用も図るべき。
- ・地方公営企業等の抜本的改革の期限は平成25年度であるが、各企業は、抜本的改革後も経営のあり方について不断の見直しが必要、新地方公営企業会計基準の活用により、資産管理のあり方等を含む経営戦略を持つ必要。

第二 平成25年度の地方財政への対応

- ・経済対策にあたっては、地方の負担に留意が必要。「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)」は、地方の負担に配慮した措置として評価。平成25年度は、地方交付税等の一般財源総額について、平成24年度の水準を実質的に下回らないよう確保する必要。交付税法定率の引上げ、国税5税の法定率分の交付税特会への直接繰入れが必要。
- ・地方公務員の給料は、議会で十分議論された上、条例で定められるもの。そのあり方については、地方の意見を十分に聞いて慎重に対応すべき。政府として要請を行う場合にも、地方公務員の給与の決定の仕組み等を踏まえなければならない。
- ・東日本大震災の復旧・復興事業の地方負担分については、震災復興特別交付税により、被災自治体の財源を確実に確保すべき。
- ・東日本大震災の被災自治体の今後の財政状況の悪化を防ぐ等のため、過去に高金利で借り入れた地方債の公債費負担の軽減を図る必要。
- ・新地方公営企業会計基準の円滑な導入に向けた支援を行うべき。第三セクター等改革推進債の期限が平成25年度であり、抜本的改革を先送りすることなく、期限内に実施するべき。

おわりに ～未完の改革の実現に向けて～

- ・平成5年6月、衆参両院で「地方分権の推進に関する決議」が全会一致で決議された。今年は、決議が行われて20年の節目。
- ・地方分権改革を「未完の改革」に終わらせないよう、改革の歩みを止めてはならない。国・地方双方がその意義を再認識し、国民の共感の下で、最大限の努力を行うことを期待。

神野先生は、青木先生の資料もうまく使い非常に分かりやすく教えていただきました。例えば3月定例会の条例改定でありました、公営住宅の入居基準や道路の構造に関する基準等地方独自のポイントを教えていただきました。

神野先生は、世界の地方自治を決定づけたヨーロッパ地方自治憲章(S60.6.27 採択)を重要視していましたので資料として記載します。

(前文)―抜粋―

「真の権限をもった地方自治体の存在が、効果的で市民に身近な行政を供給することを確信して、多様なヨーロッパ諸国における地方自治の擁護と強化が、民主主義と分権の原理に基づくヨーロッパの建設に対する重要な貢献であることを意識して、これには、民主的に構成された意思決定機関をもち、権限、権限行使の方法と手段、およびその実現に要する財源に関して広範な自立性を持つ地方自治体の存在が必要であることを強調して下記のとおり合意した。」

その他条文―抜粋―

「第4条(地方自治の範囲)」

1. 地方自治体の基本的な権限と責務は、憲法又はこれに準ずるような基本法において規定されなければならない。ただし、

法律に違反しない限りにおいて、地方自治体に対し、特定の事項に係る規定を設ける権限及び責務を与えることを妨げることはできない。

2. 地方自治体は、法律の範囲内において、自己の権能に属しないとされた事項及び他の地方自治体の権能とされた事項以外の事項については、その処理に関し、完全な裁量権を有するものとする。
3. 公的部門が担うべき責務は、原則として、最も市民に身近な公共団体が優先的にこれを執行するものとする。国など他の公共団体にその責務を委ねる場合は、当該責務の範囲及び性質並びに効率性及び経済上の必要性を勘案したうえで、これを行わなければならない。
4. 地方自治体に与える権限は、原則として完全かつ排他的なものでなければならない。この権限は法律による場合を除き、中央政府又は他の地方政府によって侵され、又は制限されてはならない。

5. 6略

「第9条(地方自治体の財源)」

1. 地方自治体は、国家の経済政策の範囲内において、かつ自らその権限の範囲内において、自由に使用することができる適切かつ固有の財源を付与されなければならない。
2. 地方自治体の財源は、憲法および法律によって付与された責務に相応するものでなければならない。
3. 地方自治体の財源の少なくとも一部は、法律の範囲内において、当該地方自治体が自らその水準を決定することができる地方税及び料金から構成されるものとする。
4. 地方自治体に付与される財源の構造は、その責務の遂行に相応して伸張していきことができるよう、十分に多様でかつ弾力的なものでなければならない。
5. 財政力の弱い地方自治体を保護するため、財政収入及び財政需要の不均衡による影響を是正することを目的とした財政調整制度又はこれに準ずる仕組みを設けるものとする。ただし、これは、地方自治体が自己の権限の範囲において行使する自主性を損なうようなものであってはならない。
6. 地方自治体は、財源の地方自治体への再配分に当たっては、その再配分の手法につき、適切な方法によりその意見を申し出る機会を与えられなければならない。
7. 地方自治体に対する補助金又は交付金は、可能な限り、特定目的に限定されないものでなければならない。補助金又は交付金の交付は、地方自治体はその権限の範囲内において政策的な裁量権を行使する基本的自由を奪うようなものであってはならない。
8. 投資的経費の財源を借入金によって賄うため、地方自治体は、法律により制限の範囲内において国内の資本市場に参入することができる。

【これまでの地方分権改革の取組と今後の課題】

(青木信之:内閣府地方分権改革推進室次長)

地方分権の歩み

平成5年の衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」以降、第1次分権改革(H5~11)、三位一体改革を経て、第2次分権改革へ。
第2次分権改革では、第1次安倍内閣で設置された地方分権改革推進委員会の報告を受け、国と地方の協議の場の法制化、義務付け・枠付けの見直し等について、順次具体化が進められている。

■第1次分権改革(H5~11)

【主な取組】総務省の職制改革、国の関与等の見直し、必置規制の見直し等
→ 国と地方が分担すべき役割の明確化

■三位一体改革(H14~17)

【主な成果】国庫補助金制度改革、所得税から個人住民税への税源移譲、地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制

■第2次分権改革(H18~)

・地方分権改革推進法成立(H18第1次安倍内閣) → 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)

地方分権改革推進委員会勧告

第1次(H20福田内閣):重点行政分野の見直し、基礎自治体への権限移譲等
第2次(H20麻生内閣):出先機関改革、義務付け・枠付けの見直し等
第3次(H21鳩山内閣):義務付け・枠付けの見直しの重点事項、国と地方の協議の場の法制化等
第4次(H21鳩山内閣):地方税財政等

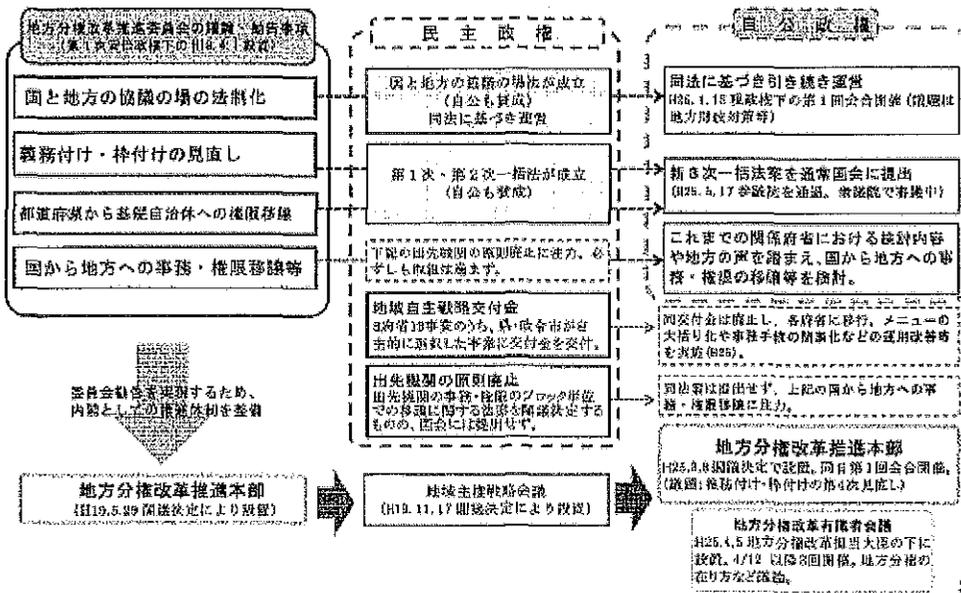
これまでに以下の法律が成立。

地方分権改革推進法(義務付け・枠付けの見直し等)(H23.4.28成立)

国と地方の協議の場の法制化(H23.4.28成立)

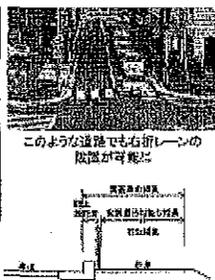
地方分権改革推進法(義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲等)(H23.8.26成立)

地方分権改革の各課題と経緯

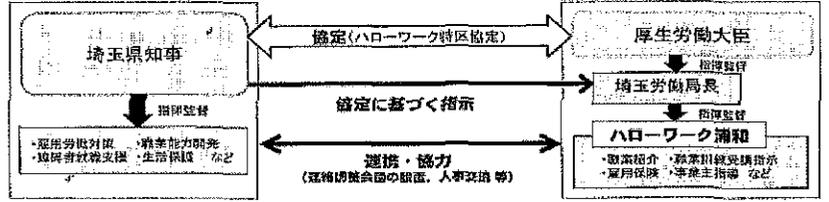


国の基準と異なる地方独自の基準の具体例 (第1次・第2次見直し)

公営住宅の入居基準		従前の国の基準	地方独自の基準(条例)	入居者の収入基準
入居者の対象範囲 (対象階層)	未就学児童がいる世帯	中学生以下の児童がいる世帯に拡大 【奈良県桜井市等】	中学生以下の児童がいる世帯に拡大 【奈良県桜井市等】	敷居階層 月収25.8万円以下で 条例で定める額
	精神障害者1、2級	18歳未満の多子世帯(3人以上)を追加 【福井県永平寺町等】	18歳未満の多子世帯(3人以上)を追加 【福井県永平寺町等】	
道路の構造に関する基準		国の参酌基準	地方独自の基準(条例)	本末階層 月収15.8万円を参酌して 条例で定める額
交差点の屈折率線幅 (右折レーン)	都市部のみ縮小可能	郊外部についても、縮小を可能にし、 右折レーンの設置を容易に【愛知県等】		
歩道の幅員	路上施設帯を含めて 原則2.0m以上	人や車椅子の移動を可能にするため 有効幅員を原則2.0m以上【東京都】		
勾配	最大12%	1.5mまで縮小できることとし、 歩道整備を促進【岐阜県】		
保育所の設備・運営に関する基準		国の基準	地方独自の基準(条例)	
1歳児の乳児 1人当たり面積	乳児室	1.65㎡以上	3.0㎡以上【大阪市】	
	係ぶくろ	3.3㎡以上	原則3.0㎡以上。待機児童が発生している区域 の保育所は、1.65㎡以上【大阪市】	



ハローワーク浦和におけるハローワーク特区



- 協定の主な内容** (平成24年8月30日経特)
- 特区では次の事業を推進するとともに、事業内容や事業目標等を定めた事業計画を策定する。
 - ハローワーク浦和の行う支援と琦玉県の行う支援を一体的に実施すること等による若者、女性、中高年及び障害者の就職支援並びに事業創出支援の強化
 - 生活・住宅総合相談窓口の設置等による求職者に対する支援の強化
 - 琦玉県知事は、特区における事項に關し、厚生労働大臣に対して必要な措置を講ずることができる。
 - 指示は、法令・手続に反するなど合理的な理由がない限り、当該事業に反映させるよう必要な措置を講ずる。

具体的な事業内容

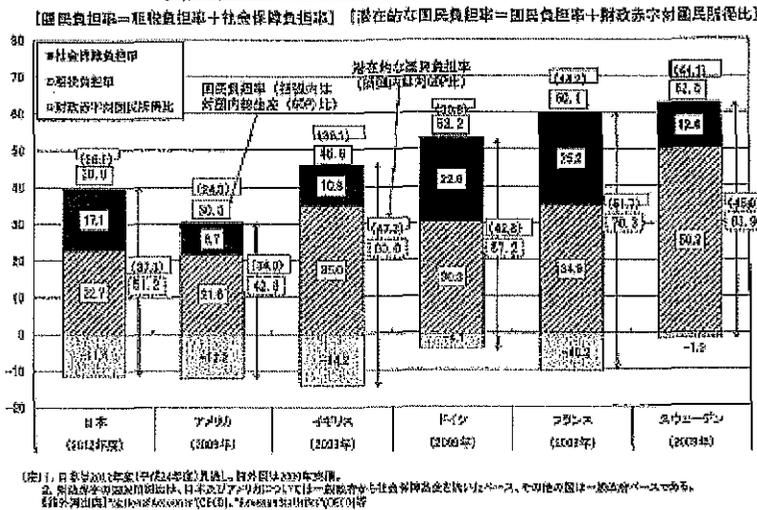
<ハローワーク浦和・就業支援サテライトの新設>

就職相談窓口の集約施設(らむざわー)に、相談から職業紹介までワンストップで支援する施設を新設し、以下のコーナーを設置。

- ① ハローワークコーナー
求職者に対する就業相談・職業紹介を実施
- ② マザーズコーナー
子育て中の女性向けの就業相談・紹介
- ③ 中高年コーナー
40歳以上の中高年の方向けの職業相談・紹介
- ④ 生活・住宅総合相談コーナー
困らばよいきった方などが対象
- ⑤ 福祉人材相談コーナー
介護など福祉に関する仕事を希望する方向けの職業相談・紹介

※①②③④⑤は複合型に設置

国民負担率の国際比較



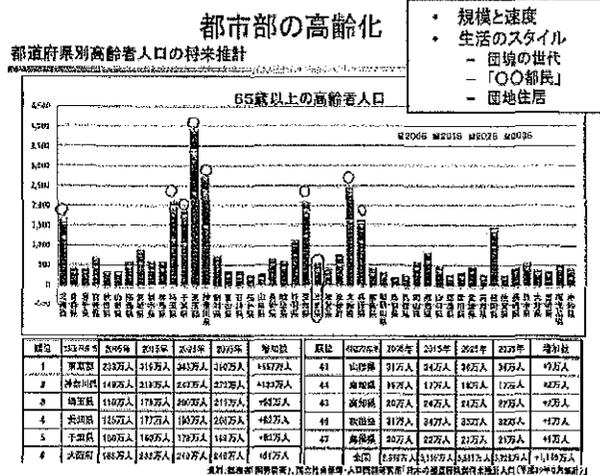
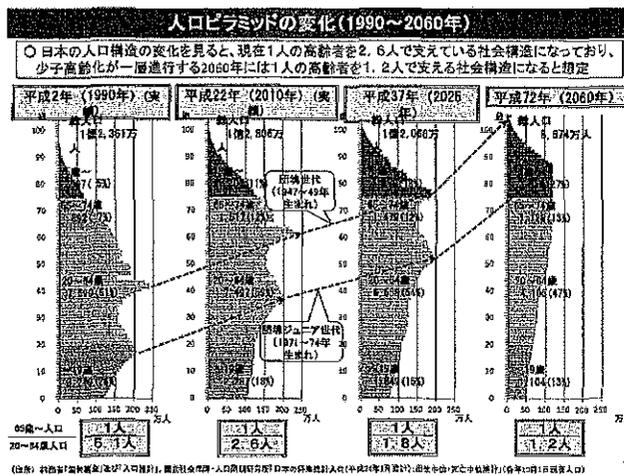
(澤井 勝: 奈良女子大学名誉教授)

特に介護保険と地域福祉をめぐる(提案)

1. 地域包括支援センターの再定義。包括の内容を、介護予防・権利擁護・高齢者虐待対応・総合相談の4つから、医療との連携との調整、保健センターとの連携と調整、総合相談の拡充と明確化(しょうがい者、生活困難、子育て支援)にまで広げ、必要な専門職の配置。
2. 社会福祉協議会の再構築 事業社協から組織社協へ 地域包括支援センターは市町村直営を原則にして社協に委託。社会福祉協議会を専門職(コミュニティ・ソーシャルワーカー、主任ケアマネジャー、障害者生活相談員、生活保護ケースワーカーなど)集団とする。地域「ボランティアビューロー」(校区民生委員協議会、連合自治会、校区福祉委員会など)の考え方を導入して、地域自治組織を基盤にした、総合相談窓口をつくりアウトリーチ拠点を設ける。小地域福祉ネットワークの全校区における再構築をNPOとの協力を進める。
3. 第2号被保険者の範囲を、30歳以上にまで拡大することを検討する。
4. 保健補導員システム(金子郁容など「コミュニティの力」)の考え方を導入して、「高齢者保健福祉計画」を再定義する。
5. 富山型ディサービス(しょうがいがあってもなくても、赤ちゃんから100歳まで、看取りが可能な、ケアする人とケアされる人が入れ替わる、お泊りができるハウス)をもっと積極的に全国化するよう、立ち上がり支援やネットワーク構築などを各都道府県がともに考え、施策展開を図る。

(森田 朗: 学習院大学教授・中央社会保険医療協議会会長)

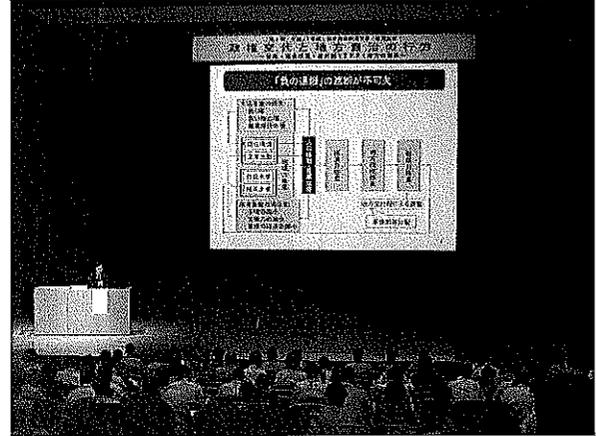
介護サービスの低下は、福祉系の大学が少なかったことなどがあるが、海外からの人員などこれから考えられる。しかし、言葉の壁や環境の違いなどあり、元気な高齢者を雇用する方法もある。高齢者のほうが身近で働く人も元気になり、医療費削減にはなる。これからは、PPK活動(長野県健康づくりピンピンコロリ)が現実化となってきた。



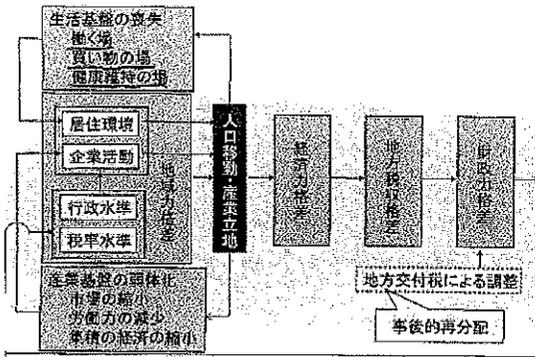
「自助・共助・互助・公助」特に互助についてひじょうにこれから重要になります。

【新政権と国・地方の財政課題～アベノミクスと地方財政への影響～】

(林 宜嗣:関西学院大学教授)



「負の連鎖」の遮断が不可欠



アベノミクス

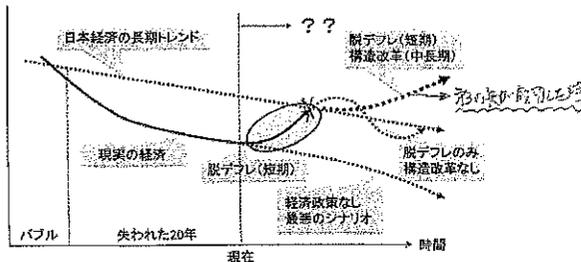
3つの基本方針(3本の矢)

- 大胆な金融政策
- 機動的な財政政策
- 民間投資を喚起する成長戦略

個別政策

- 2%のインフレ目標
- 円高の是正
- 無制限の量的緩和
- 大規模な公共投資(国土強靱化) 日本銀行の買いオペレーションによる建設国債の引き取り

日本経済とアベノミクスの課題

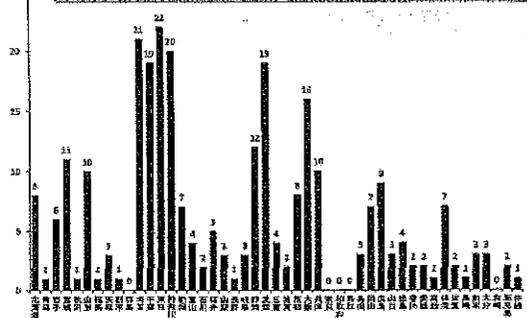


※ 経済トレンドは誇張して描いている。

地方こそ活かすべきPFI

アベノミクス戦略特区の柱は外資誘致と公共インフラの民間開放

前年度比増減率(%) 地方公共団体実施のPFI件数(2009年)



グローバル化時代に地域が生き残るためには

国と国の関係(国際化時代)から地域と地域、企業と企業、個人と個人の関係に。だが、日本は依然として国家単位の政策形成から抜け切れていないために、日本の各地域がグローバル化に十分に対応できていない。

COMPETITIVE EUROPEAN CITIES: WHERE DO THE CORE CITIES STAND? Office of the Deputy Prime Minister: London(CORE CITIES WORKING GROUP) 2004
 ・都市の経済競争力の意味と測定に関する文献研究
 ・50を超えるヨーロッパの都市の経済力についての量的データの検証

- 都市の経済競争力の推進要因
- ・経済的多様性
 - ・高度な技術を持った労働力
 - ・地域内外との接続性(交通・情報通信)
 - ・長期発展戦略を立て、実行する能力
 - ・企業や諸機関のイノベーション
 - ②生活の質:社会的、文化的、環境

⇒ 次頁に続く

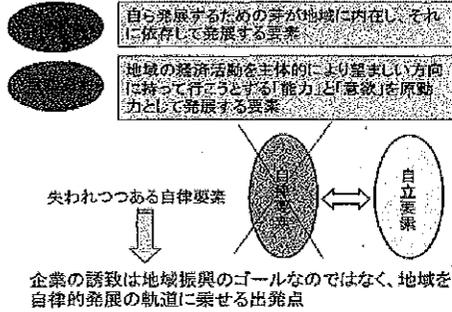
前頁より ⇒
 地方分権は地方に対してより大きな自治と政治的な裁量を与え、それによってヨーロッパのダイナミックな都市や地域の多くのリーダーに対して、自らが新たな政治的役割を展開し、地域のための新たな経済戦略を展開させることになった。
 対照的に、地方分権が余り進まなかった国では、都市や地域の権限は小さく、経済の再構築に対して地方の対応力は小さいままであった。

- 世界における都市・地域は多様。だが、政策における考え方は一定の方向に収斂。
- 全ての国において、地方分権への流れが進んでいる
 - 中央政府と地方政府のパフォーマンスを改善すること
 - 脱官僚主義的なシステムを構築すること
 - パートナーシップのメカニズムと文化を創造すること

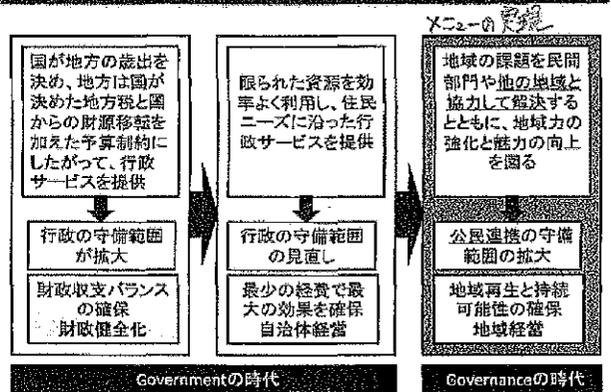
依存から自立へ、そして自律へ

財政が地域を支える時代から、地域が財政を支える時代に

活性化における「自律」要素と「自立」要素



自治体の果たすべき役割は大きく変化



【地方分権と道州制～大阪・関西の視点から～】

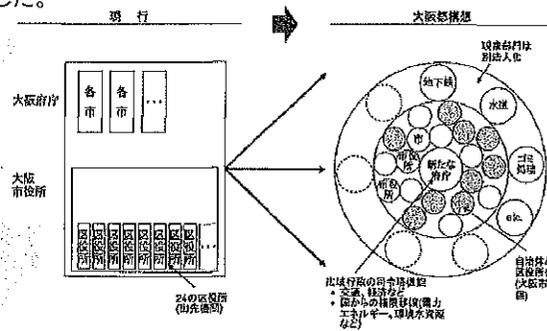
(上山信一：慶應義塾大学教授)

まず大阪の現状をグラフで分かりやすく解説していただきました。

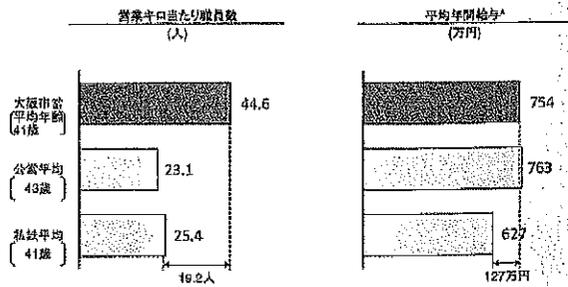
1. 大阪都構想とは何か・・・3つの要素

- ①分権化：大阪市を解体→3つの要素
- ②民営化：地下鉄、バス、水道、ゴミ、病院、大学等
- ③集権化：都市計画、交通インフラ投資

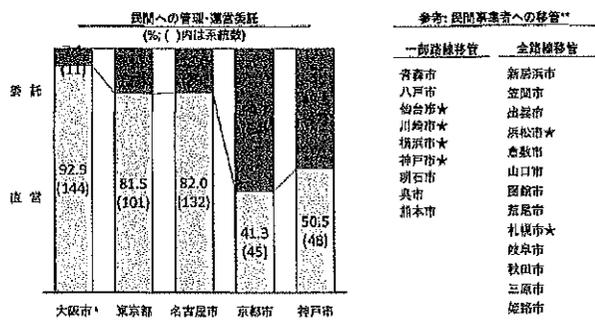
大阪都＝集権化、民営化、分権化



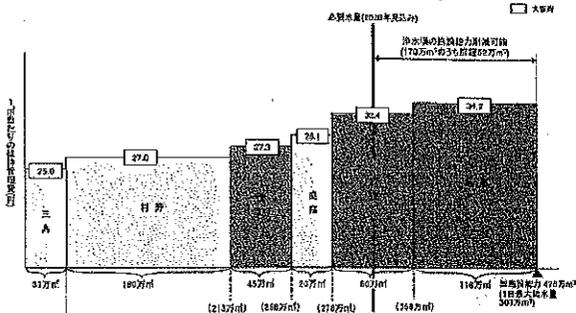
地下鉄職員の処遇の比較



公営バスの民間への管理・運営委託



二重行政問題(浄水場の例)



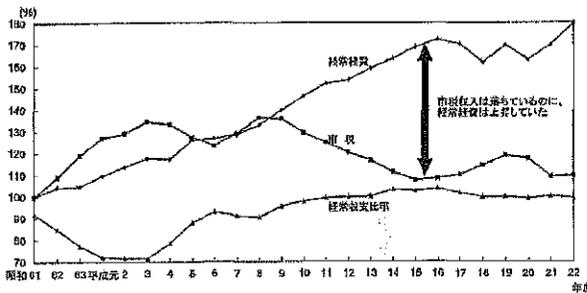
大阪市立大 vs. 大阪府立大

2. 大阪都構想の目的

- ①インフラ投資の一元化(二元化行政の打破)
強力な広域行政体
- ②二重行政の打破・・・効率化、合理化
- ③きめ細かく効率的な教育、福祉サービスの執行体性
基礎自治体の機能強化

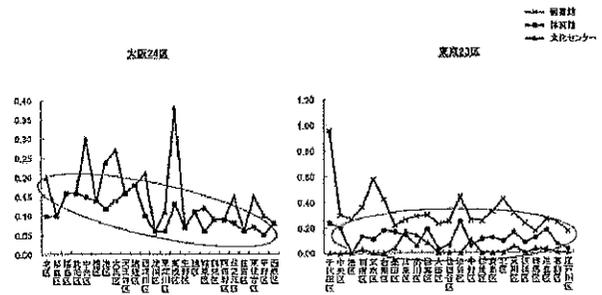
	市立大	府立大
創立	1880年	1883年
キャンパス	杉本(大阪市住吉区) 阿倍野(大阪市阿倍野区)	中百舌鳥(堺市中区) 明成野(堺市東区) りんくう(泉佐野市)
学部	商、経済、法、文、理、工、医、 生活科学の8学部	工、生命環境科学、理、経済、 人間社会、看護、総合リハビ テーションの7学部
学生数	8,728人	8,208人
教員数	720人	728人
卒業生	関高健(作家) 飯塚正弘(コマツ会長) 山中伸弥(京大教授)	藤本義一(作家) 東野圭吾(作家) 旭堂南隆(講師)
年間運営費	497億円	212億円

経常経費、経常収支比率、市税の推移



・経常経費、市税は、前年対比増減率=100とする算出
 ・経常収支比率は、算出値

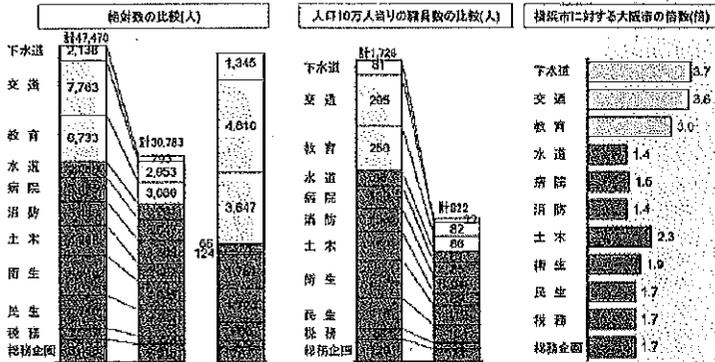
社会教育施設の設置状況
 (人口1万人当たり)



※大阪府は、人口が100万人以下のため、資料をモニター市35市の平均値が記載されているため、数値が変動している

※大阪市は、特別区内で人口が少いため、人口当たりの設置数が大きく変動している

大阪市役所の部門別職員数*(横浜市と比較)



早期退職者が毎年数百人に推移すると、環境事業が独立行政法人に移行すると仮定すれば、人口当たり職員数は下水道、交通、教育を除いて横浜市との1.4倍となる。

* 職員数(既出)4,811人、労働者(既出)17人、職工(既出)327人については、手配につき、グラフから除外している。准職員(土木)は含まれる。

※いずれも大阪市の数が大きい

資料：「平成17年度地方自治体職員数調査速報要約」より

3. 地域政党「大阪維新の会」とは何か
- ①「地域政党」というイノベーション
 - ②地方政治の2つのねじれに挑戦
 (首長VS議会、府VS市)

大阪維新: 所得と雇用を確保する3つの戦略

	テーマ	政策イノベーション	行政機関の連携によるストック組み換え余地		
			国	府	大阪市
戦略① グローバル化 対応	<ul style="list-style-type: none"> 国際空港の充実 関空アクセスの改善 研究機能の充実 大阪独自の法人税体系 	<ul style="list-style-type: none"> 関空と伊丹の経営統合 ななほ館線/リニア 市大、府大等の統合 当面は特区制度を利用 	○	○	○
戦略② 知能ワーカー の集積環境づく り	<ul style="list-style-type: none"> 旅客交通網の正常化 職住近接型の拠点整備 大阪ブランドの改修 	<ul style="list-style-type: none"> 地下鉄、バスの民間開放 浄水場、ゴミ工場の転用 新しいブランドイメージの発信 	(NA)	(NA)	(NA)
戦略③ 医療、教育、 福祉などのサ ービス産業の 育成	<ul style="list-style-type: none"> 老人用住宅や老人ホームの充実 託児所の建設 基礎自治体の再編 	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の転用 自治体の所有地の活用 大阪府の本庁から特別区役所への権限、予算の譲渡 	○	○	○

○は単独での取り組み、□は連携した上での取り組み

4. 道州制について

- 3つの着眼点
- A 統治機構改革
- B 国の出先統合
- C 府県合併
- 新たな3つの着眼点
- α 地域経営
- β 財政再建
- γ 政治分権化
- 字余りとしての大都市制度問題
- ・一国多制度ではイシューでなくなる
- ・東京都と政令市の扱い方

道州制を巡る3つの着眼点

A 統治機構改革

- 国の権限を限定しあとは道州へ
- ・外交、防衛
- ・金融 など
- 省庁規制や省庁内閣制を撤す手段
- 一国多制度

B 国の出先の統合

- 国の権限を現地に移す?
- 省庁規制を解消?

C 府県合併

- 市町村合併の区長の発想
- 県の傘下の市町村の数が少ないから?
- 人口基準?

新たに加える3つの着眼点

α 地域経営の視点

- 制度競争の原理(脱・特区)
- インフラ等への集中投資
- 都市国家モデル

β 財政再建の視点

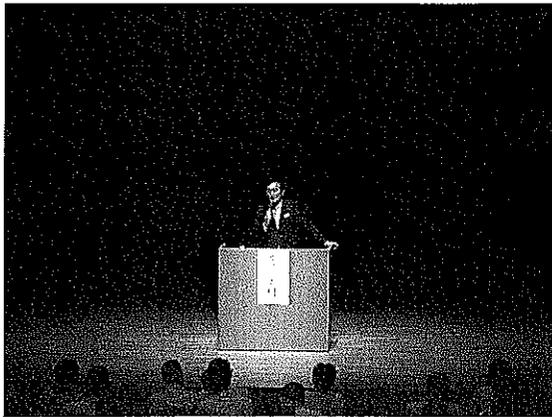
- 日本国をGoodカンパニーとBadカンパニーに分ける
- Goodカンパニーを道州制化する
- 道州の財政赤字でBadカンパニーの債務を消していく

γ 政治的分権化

- 今の国会議員は、道州議員になる?
- 道州の知事は公選か? 国会の承認が必要?
- 中央政党と地域政党の役割分担

【企業家から見た被災地の復興と地方の再生】

(渡邊美樹:ワタミ㈱代表取締役会長・陸前高田市参与)



●「経営勉強会」の開催

SAJは、地元企業の復興支援を目的とし、三陸地区(陸前高田市、大船渡市、住田町)の事業主、商店主、住民の皆さま、約60名を対象とした「経営勉強会」を、2011年11月から2012年3月まで計6回にわたり開催しました。経営会議では、ワタミグループ創業者でもある渡邊美樹から参加者の方々に、ビジョン、経営戦略、マーケティング、資金調達など、経営の要諦について講義させていただきました。

- 1回目:～理念～・・・経営の技術の本質として、「理念(ミッション)」「ビジョン」「戦略」について話、経営者としての大切な考え方について講義
- 2回目:～心構え～・・・㈱原田教育研究所 代表取締役社長の原田隆史氏を講師に迎え、「仕事と思うな、人生と思え！」をテーマに、仕事に対する心構えについて講義
- 3回目:～ビジョンと戦略～・・・ビジネスモデル、事業戦略、戦略グループなどのキーワードをもとに、売上や利益を生出す仕組みや、どのように他と差別化を図るかについて講義
- 4回目:～組織戦略/人材戦略～・・・「マズローの5段階の法則」をベースに、「社員を幸せにする5つの基本」についての講義を行い、渡美樹が考える組織論について紹介した。
- 5回目:～ファイナンス～・・・さわかみ投資㈱代表取締役会長の澤上篤人氏を講師に迎え、時代を先読みしたビジネスモデルをつくること、長期投資を行うことの重要性について講義。
- 6回目:～まとめ～・・・参加者の皆様に事業報告書を作成していただいた。

また、各回において個別の経営相談会も実施し、今も卒業生の方々が商売に着手し少しずつ芽が出始めています。

寿司屋・居酒屋・ラーメン屋・物産センターの皆様も立ち上がりました。また、地元で140年続いた「ヤマニ醤油」も再開し、ワタミグループの流通を使ってアジア諸国での販売を開始。

また、地元陸前高田にてハウスを建ててキノコを栽培している「きのこのSATO販売」は渡邊が直接に経営指導を行い、「陸前高田でシイタケをつくり、世界中に売れる付加価値の高いブランドづくり」実施し成功している。

渡邊会長は国の行動の遅さを指摘しています。やはり自治体が元気になるには経済が一番。仮設住宅での過酷な条件の中経済をどのように育てるのかよく理解できました。講演の最後には直近の市職員に行った講演の内容を話していました。

【TPPの本質と参加の是非】

「TPPを通じた構造改革を 八代尚宏(国際基監教大学客員教授
・元総合規制改革会議委員)

TPPと地方への影響 原田泰(早稲田大学教授)

TPPへの不参加と地方への悪影響

宮台真司(首都大学東京教授)」

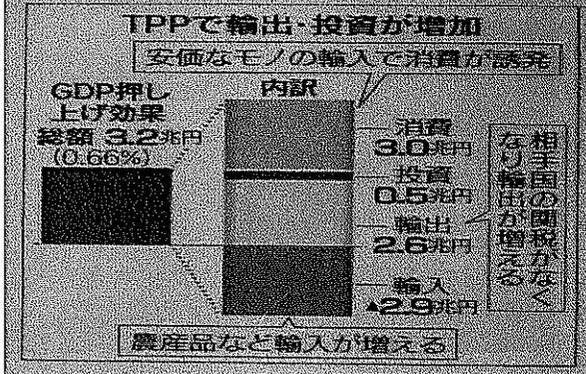
TPP参加については3名の講師の講演を聞いたのですが日本の農業を更にグローバル化に対応できるようにするかが一つのキーポイントかと感じました。

今回の講演で少し理解できた部分のみ添付します。

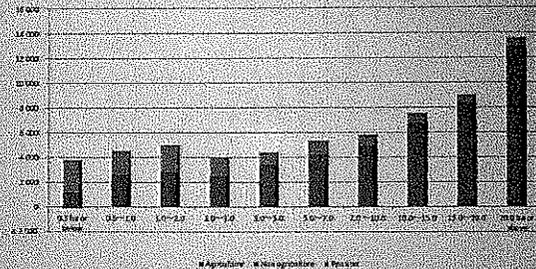
経済成長戦略の柱は自由な経済

- ・戦後日本の経済発展を支えた自由貿易体制
- ・製造業と農業・サービス業の二重構造
- ・対外直接投資と対内直接投資のギャップ
- ・非製造業の市場の閉鎖性・企業参入規制
- ・小麦296%関税は農水省の国家独占貿易
- ・国内市場の自由な取引(柔市・楽座)
- ・TPP参加は国内市場の構造改革の契機

TPPの長期的効果



非農業所得が主な収入源の 2ヘクタール以下の農家が8割強



農業活性化のカギはコメの減反廃止

- ・ 価格カルテル(生産者利益のために消費者犠牲)維持のためのコメの高関税
- ・ 農家の大規模化・効率化の阻害要因
- ・ コメの価格維持ではなく農家への所得補償
- ・ 株式会社参入で農業での雇用機会拡大
- ・ 高齢化で縮小する国内から海外市場へ
- ・ 農業を輸出産業とするための価格自由化

1. TPP反対論のうち農業以外は被害妄想 (原田泰+東京財団『TPPでさらに強くなる日本』PHP研究所)

1. 農業が壊滅し、食糧の安全保障が危くなる
2. 労働者と専門家の大量流入で労働条件と賃低下
3. 医療保険制度は壊滅
4. 食品の安全が守られなくなる
5. 金融サービスや政府調達で混乱が起きる
6. ISDS条項など「毒薬条項」で日本が日本でなくなる
7. TPPはアジア各国とのFTA締結を阻害する
8. 今からTPPに参加しても不利な条件を押し付けられるだけ⇒だから早期参加。押し付けられない

さらに、その他の誤解

9. TPP参加でデフレが進む⇒安倍政権の金融緩和と政策で誤解が解消
10. TPPより円高の方が影響が大きい⇒安倍政権の金融緩和と政策で誤解が解消
11. 10年で3.2兆円なら1年で3200億円⇒10年後、未来永劫に3.2兆円

本来、TPPに関する議論は、日本全体では得だが農業は損をするから必要な手当てをしてTPPに参加しよう⇒どんな手当てをどれだけするのが議論の焦点となるべき

強い農業と弱い農業

農業産物出額(全国)	平成19年	20年	21年	22年	23年
農産物産出額合計	84,855	84,852	81,622	81,214	87,463
うち 林産物	57,198	58,204	58,082	55,127	58,284
うち 畜産	17,893	18,643	17,852	19,512	19,627
漁業	739	751	840	415	378
加工	645	778	888	819	871
その他	1,619	2,013	2,070	1,071	2,045
野菜	20,823	21,103	20,350	22,481	21,363
果実	7,557	7,410	6,594	7,987	7,450
豚肉	4,021	4,855	3,328	3,812	3,877
工芸農産物	2,514	2,045	2,412	2,440	1,982
うち 畜産物	24,737	26,852	26,445	25,320	25,809
うち 肉用牛	4,847	4,891	4,819	4,830	4,928
鶏肉	6,362	6,828	7,027	6,247	6,570
豚	6,213	6,735	5,120	5,821	5,348
魚	6,255	7,444	7,024	7,312	7,930

資料:生産者産物統計(農林水産省統計局)

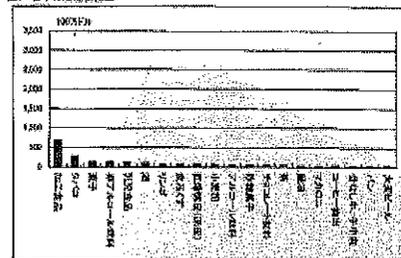
耕種:種をまいて(苗を植えて)植物を育てる農業

大豆、トウモロコシの関税0%、野菜3~9%、牛肉38.5%、オレンジ40%(みかんの出荷がない時期は20%)、こんにゃくも1700%、コメ78%、バター360%、砂糖328%

日本はどうか

農産物輸出は食品輸出⇒構造改革、食品加工

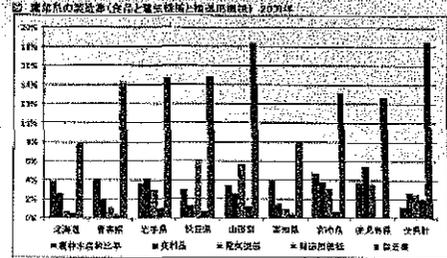
図7 日本の農産物輸出



5. 地域ごとの農業への影響の違い

- 農業のうち大きな影響を受けるのは
- コメ⇒品質格差あり
- 乳製品⇒品質格差なし
- 砂糖⇒品質格差なし
- コメは実質的に40%高いだけかもしれない
- 牛肉などと同じ
- 円高で悲鳴なし
- 40%のコストダウンは可能ではないか

農業県でも製造業の比率は大きい



【出典】内閣府「農林水産省及び国土交通省」(2011年)
 【注】農林水産品の割合は製造業に占める比率が10%以上の都道府県を27県とし、農業県と非農業県の区分は「国産品率」による。

農家の所得を見る 国が栄えて初めて農業が保護できる

水田中作付率への関係 農産物	注ぎ休耕	農業所得	農外所得	農業所得 占率(%)	年々所得 入	総所得
全戸平均、平均	1,603	503	1,871	1	2,084	4,461
0.5 ha未満	83	△101	1,316	-	2,512	4,222
0.5 ~ 1.0	149	19	2,295	1	2,116	4,226
1.0 ~ 2.0	235	490	1,833	-	2,034	4,324
2.0 ~ 3.0	174	1,062	1,976	0	1,425	4,361
3.0 ha未満 (平均)	641	278	7,845	1	2,227	4,297
3.0 ~ 5.0	246	2,002	2,431	12	1,201	5,208
5.0 ~ 7.0	168	2,020	1,593	0	875	5,370
7.0 ~ 10.0	106	4,732	1,277	12	1,044	5,712
10.0 ~ 15.0	164	6,358	1,191	4	647	7,057
15.0 ~ 20.0	70	0,834	1,322	27	341	11,567
20.0 ha以上	103	13,434	1,019	0	626	15,190
5.0 ha以上 (平均)	862	5,135	1,527	14	901	7,418

【注】所得は総所得に上記は農所得
 【出典】農林水産省「農業経営統計調査(2011年)」

まとめ

- TPP反対論は農業を除くとほとんど被害妄想
- 政府は農業保護の支出を覚悟している
- 農家らしい農家は20万戸しかない
- 強い農業と弱い農業がある
- 農産物輸出は食品輸出、食品加工業を弱める規制は撤廃すべき
- 日本経済全体を強くするTPPに参加するのは当然
- そこから農業保護の財源も生まれてくる(消費税5%増税の際の食品減免を止めれば2.4兆円の税収。TPPで食品価格が下がるので食品減免は不要)
- 農業県を見ても製造業の方がずっと大きい
- 農村を守るのは日本全体の経済力

以上